

資料 2-1

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
※防災基本計画の修正を踏まえ、宮城県地域防災計画地震災害対策編における「平常時」の表記は、全て「平時」と修正します。また、見出し記号「イ・ロ・ハ」を「ア・イ・ウ」に改めます。個別に新旧対照は作成しませんが、今回の他修正に係る部分については、修正前欄もそれぞれ修正後の表記としています。（なお、津波災害対策編及び風水害等災害対策編も同様です）。			
	第1章 総 則	第1章 総 則	
7	<p>第2節 各機関の役割と業務大綱 第1から第2まで (略)</p> <p>第3 各機関の役割 1及び2 (略) 3 指定地方行政機関 指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導、助言する。</p>	<p>第2節 各機関の役割と業務大綱 第1から第2まで (略)</p> <p>第3 各機関の役割 1及び2 (略) 3 指定地方行政機関 指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導、助言、応援等を行う。</p>	➤ 災害対策基本法の改正
11	<p>第4 防災機関の業務大綱</p> <p>【指定地方行政機関】 (新設) (新設)</p>	<p>第4 防災機関の業務大綱</p> <p>【指定地方行政機関】 東北管区行政評価局 (1) 被災者への生活支援情報の提供 (2) 専用電話を備えた相談窓口の開設 (3) 特別行政相談所の開設</p>	➤ 指定地方行政機関に追加されたため
15	<p>【指定公共機関】 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社 (略) 東日本電信電話株式会社宮城事業部 (略) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (略)</p>	<p>【指定公共機関】 東日本旅客鉄道株式会社東北本部 (略) NTT東日本 株式会社宮城事業部 (略) NTTドコモビジネス株式会社 (略)</p>	➤ 修正 ➤ 社名変更による
17	<p>【指定地方公共機関】 一般社団法人宮城県歯科医師会 (1) 避難所における歯科医療救護活動 (2) 行方不明者の身元確認 一般社団法人宮城県薬剤師会 災害時における医薬品の管理と供給</p>	<p>【指定地方公共機関】 一般社団法人宮城県歯科医師会 (1) 避難所等における歯科医療救護活動 (2) 行方不明者の身元確認 一般社団法人宮城県薬剤師会 災害時における医薬品の管理と適正な使用の担保</p>	➤ 協定書の見直しによる ➤ 実情を踏まえた修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考																														
17	<p>第5 防災行動計画（タイムライン）の作成</p> <p>国、地方公共団体等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を<u>予め</u>想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</p>	<p>第5 防災行動計画（タイムライン）の作成</p> <p>国、地方公共団体等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を<u>あらかじめ</u>想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</p>	➤ 防災基本計画の修正																														
21	<p>第3節 県の概況</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 地勢</p> <p>1から6まで (略)</p> <p>7 交通</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 空港</p> <p>仙台空港は、東北地方の拠点空港として重要な役割を果たしている。</p> <p>令和<u>6</u>年7月現在、国内定期便は、国内<u>9</u>都市（札幌、新潟、<u>成田</u>、名古屋、大阪、神戸、広島、福岡、沖縄）、国際定期便は、海外<u>6</u>都市（ソウル、大連、北京、上海、台北、<u>バンコク</u>）への路線が開設されている。</p>	<p>第3節 県の概況</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 地勢</p> <p>1から6まで (略)</p> <p>7 交通</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 空港</p> <p>仙台空港は、東北地方の拠点空港として重要な役割を果たしている。</p> <p>令和<u>7</u>年7月現在、国内定期便は、国内<u>8</u>都市（札幌、新潟、<u>名古屋</u>、大阪、神戸、広島、福岡、沖縄）、国際定期便は、海外<u>7</u>都市（ソウル、大連、北京、上海、台北、<u>高雄</u>、<u>香港</u>）への路線が開設されている。</p>	➤ 時点及び路線の更新																														
28	<p>第4節 宮城県を取り巻く地震環境</p> <p>第1から第2まで (略)</p> <p>第3 宮城県内の地震等観測体制</p> <p>昭和53年6月12日<u>の</u>宮城県沖地震発生後に、国の地震予知連絡会は、同年8月に地震の起きる可能性が他の地域より高いと考えられる全国8地域を「特定観測地域」として選定し、 (略)</p>	<p>第4節 宮城県を取り巻く地震環境</p> <p>第1から第2まで (略)</p> <p>第3 宮城県内の地震等観測体制</p> <p>昭和53年6月12日<u>の</u>宮城県沖地震発生後に、国の地震予知連絡会は、同年8月に地震の起きる可能性が他の地域より高いと考えられる全国8地域を「特定観測地域」として選定し、 (略)</p>	➤ 記述の適正化																														
31	<p>第4 宮城県の地震被害</p> <p>宮城県に被害を及ぼした主な地震</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>西暦（和暦）</th> <th>地域（名称）</th> <th>M</th> <th>主な被害</th> <th>被害の出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2011. 3. 11 (平成23)</td> <td>平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震</td> <td>9.0</td> <td>死者10,57<u>0</u>、行方不明者1,215、住家全壊83,005。</td> <td>宮城県 (R5. <u>2.28</u>現在)</td> </tr> <tr> <td>2011. 4. 7 (平成23)</td> <td>宮城県沖（東北地方太平洋沖地震の余震）</td> <td>7.2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	西暦（和暦）	地域（名称）	M	主な被害	被害の出典	2011. 3. 11 (平成23)	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	9.0	死者10,57 <u>0</u> 、行方不明者1,215、住家全壊83,005。	宮城県 (R5. <u>2.28</u> 現在)	2011. 4. 7 (平成23)	宮城県沖（東北地方太平洋沖地震の余震）	7.2			<p>第4 宮城県の地震被害</p> <p>宮城県に被害を及ぼした主な地震</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>西暦（和暦）</th> <th>地域（名称）</th> <th>M</th> <th>主な被害</th> <th>被害の出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2011. 3. 11 (平成23)</td> <td>平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震</td> <td>9.0</td> <td>死者10,57<u>1</u>、行方不明者1,215、住家全壊83,005。</td> <td>宮城県 (R5. <u>9.30</u>現在)</td> </tr> <tr> <td>2011. 4. 7 (平成23)</td> <td>宮城県沖（東北地方太平洋沖地震の余震）</td> <td>7.2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	西暦（和暦）	地域（名称）	M	主な被害	被害の出典	2011. 3. 11 (平成23)	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	9.0	死者10,57 <u>1</u> 、行方不明者1,215、住家全壊83,005。	宮城県 (R5. <u>9.30</u> 現在)	2011. 4. 7 (平成23)	宮城県沖（東北地方太平洋沖地震の余震）	7.2			➤ 時点更新
西暦（和暦）	地域（名称）	M	主な被害	被害の出典																													
2011. 3. 11 (平成23)	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	9.0	死者10,57 <u>0</u> 、行方不明者1,215、住家全壊83,005。	宮城県 (R5. <u>2.28</u> 現在)																													
2011. 4. 7 (平成23)	宮城県沖（東北地方太平洋沖地震の余震）	7.2																															
西暦（和暦）	地域（名称）	M	主な被害	被害の出典																													
2011. 3. 11 (平成23)	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	9.0	死者10,57 <u>1</u> 、行方不明者1,215、住家全壊83,005。	宮城県 (R5. <u>9.30</u> 現在)																													
2011. 4. 7 (平成23)	宮城県沖（東北地方太平洋沖地震の余震）	7.2																															

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
34	第5 東日本大震災の地震の概況 1 地震の <u>発生</u> 況	第5 東日本大震災の地震の概況 1 地震の <u>発生状況</u>	➤ 記述の適正化
41	2 (略) 3 地震発生のメカニズム (1) 及び (2) (略) (3) 2011年4月7日 宮城県沖のスラブ内地震 沈み込んだ太平洋プレートの深部でも、本震のすべりにより応力場に変化が みられた。本震発生後には圧縮力がより一層増加したため、深さ <u>約70km付近</u> で マグニチュード <u>7.1</u> の逆断層型のスラブ内地震が発生した。 (略)	2 (略) 3 地震発生のメカニズム (1) 及び (2) (略) (3) 2011年4月7日 宮城県沖のスラブ内地震 沈み込んだ太平洋プレートの深部でも、本震のすべりにより応力場に変化が みられた。本震発生後には圧縮力がより一層増加したため、深さ <u>66km</u> で マグニチュード <u>7.2</u> の逆断層型のスラブ内地震が発生した。 (略)	➤ 現在の気象 庁データに 沿った修正
44	第5節 対象とする地震 第1から第3まで (略) 第4 第五次地震被害想定調査 1 調査の概要 (略) 調査結果は、県民の防災意識向上や、関係機関の事前対策における基礎資料等として広く活用するとともに、地域防災計画の修正及びみやぎ震災対策アクションプラン（具体的な事業計画）策定にも活用する。 (略) 第5 減災目標とその達成に向けた取り組み (略) この目標の達成に向け、みやぎ震災対策アクションプラン（具体的な事業計画）を策定し、その推進を図る。	第5節 対象とする地震 第1から第3まで (略) 第4 第五次地震被害想定調査 1 調査の概要 (略) 調査結果は、県民の防災意識向上や、関係機関の事前対策における基礎資料等として広く活用するとともに、地域防災計画の修正及びみやぎ震災対策アクションプラン（具体的な事業計画）策定にも活用している。 (略) 第5 減災目標とその達成に向けた取り組み (略) この目標の達成に向け、みやぎ震災対策アクションプラン（具体的な事業計画）を策定したため、その推進を図っていく。	➤ アクション プラン策定 に伴う修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考				
	第2章 災害予防対策	第2章 災害予防対策					
56	<p>第3節 地盤にかかる施設等の災害対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 土砂災害防止対策の推進</p> <p>1 (略)</p> <p>2 土砂災害防止対策の推進</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土砂災害防止のための啓発活動 ア及びイ (略) ウ 土砂災害対策推進連絡会 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>委 員</td> <td>東日本旅客鉄道（株）仙台支社設備部工事課長</td> </tr> </table>	委 員	東日本旅客鉄道（株）仙台支社設備部工事課長	<p>第3節 地盤にかかる施設等の災害対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 土砂災害防止対策の推進</p> <p>1 (略)</p> <p>2 土砂災害防止対策の推進</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土砂災害防止のための啓発活動 ア及びイ (略) ウ 土砂災害対策推進連絡会 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>委 員</td> <td>東日本旅客鉄道（株）東北本部仙台土木設備技術センター所長</td> </tr> </table>	委 員	東日本旅客鉄道（株）東北本部仙台土木設備技術センター所長	➤ 名簿の修正
委 員	東日本旅客鉄道（株）仙台支社設備部工事課長						
委 員	東日本旅客鉄道（株）東北本部仙台土木設備技術センター所長						
60	<p>第3から第7まで (略)</p> <p>第8 農林水産業災害予防対策 (略)</p> <p>1 農地、農業用施設の災害の防止 農業の有する多面的機能 _____ を發揮、維持するため、<u>防災重点農業用ため池</u>を中心としたため池や排水機場等の農業用用排水施設の点検、整備、_____ 補修、更新・改修を、国の新たな土地改良長期計画等に<u>則し</u> 総合的に推進し、災害の<u>未然防止</u>を図る。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第3から第7まで (略)</p> <p>第8 農林水産業災害予防対策 (略)</p> <p>1 農地、農業用施設の災害の防止 農業の有する多面的機能 (<u>洪水防止、水資源の涵養、生態系保全等</u>) を發揮・維持するため、防災重点農業用ため池 や農業用排水施設等の耐震化に加え、_____ 点検・整備、必要に応じた補修・更新等を、国の新たな土地改良長期計画等に<u>に基づき</u> 総合的に推進し、災害<u>リスクの低減</u>を図る。</p> <p>2 (略)</p>	➤ 表現の適正化				
62	<p>3 集落の安全確保</p> <p>(1) から (9) まで (略)</p> <p>(10) 林業対策 森林の生育状況などに応じた適時適切な<u>保育・間伐の実施等を通じた</u> 地震災害に強い健全な森林の育成を指導する。</p>	<p>3 集落の安全確保</p> <p>(1) から (9) まで (略)</p> <p>(10) 林業対策 森林の生育状況などに応じた適時適切な<u>間伐等の保育作業を実施するなど、</u> 地震災害に強い健全な森林の育成を指導する。</p>	➤ 表現の適正化				
68	<p>第5節 交通施設の災害対策</p> <table border="1"> <tr> <td>〈主な実施機関〉 (略) 東日本旅客鉄道（株）仙台支社</td> </tr> </table>	〈主な実施機関〉 (略) 東日本旅客鉄道（株）仙台支社	<p>第5節 交通施設の災害対策</p> <table border="1"> <tr> <td>〈主な実施機関〉 (略) 東日本旅客鉄道（株）東北本部</td> </tr> </table>	〈主な実施機関〉 (略) 東日本旅客鉄道（株）東北本部	➤ 社名の修正		
〈主な実施機関〉 (略) 東日本旅客鉄道（株）仙台支社							
〈主な実施機関〉 (略) 東日本旅客鉄道（株）東北本部							

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
78	<p>第7節 建築物等の予防対策 第1から第9まで (略) 宮城県建築物等地震防災総合対策フロー</p> <p>建築基準法 新築建築物対策 施工の適正化 耐震知識の普及、啓発 相談窓口の強化 県民への普及パンフレット配布 増築時における耐震診断・改修の指導 「みやぎ木のすまいづくり助成事業」による高耐久性木造住宅の建築促進 既存建築物対策 特定建築物 普及、啓発 特定建築物所有者に対する直接指導 一般建築物 耐震診断体制の整備 耐震改修の促進 大規模な特定建築物の耐震助成事業の実施 民間特定建築物の耐震診断・改修の指導 公共建築物の耐震診断・改修の指導 耐震改修技術者の育成・登録 普及、啓發 県民への普及パンフレットの配布 個別訪問による普及・啓発の実施 相談窓口の開設 耐震診断・耐震改修の促進 耐震診断講習会の実施 (専門家・技術者向け) 木造住宅の耐震助成事業の実施 耐震相談窓口の開設 耐震改修技術者の育成・登録 県有施設</p> <p>平成七年十二月二十五日施行</p>	<p>第7節 建築物等の予防対策 第1から第9まで (略) 宮城県建築物等地震防災総合対策フロー</p> <p>建築基準法 新築建築物対策 施工の適正化 耐震知識の普及、啓発 相談窓口の強化 県民への普及パンフレット配布 増築時における耐震診断・改修の指導 （削除） 既存建築物対策 特定建築物 普及、啓發 特定建築物所有者に対する直接指導 一般建築物 耐震診断体制の整備 耐震改修の促進 大規模な特定建築物の耐震助成事業の実施 民間特定建築物の耐震診断・改修の指導 公共建築物の耐震診断・改修の指導 耐震改修技術者の育成・登録 普及、啓發 県民への普及パンフレットの配布 個別訪問による普及・啓発の実施 相談窓口の開設 耐震診断・耐震改修の促進 耐震診断講習会の実施 (専門家・技術者向け) 木造住宅の耐震助成事業の実施 耐震相談窓口の開設 耐震改修技術者の育成・登録 県有施設</p> <p>平成七年十二月二十五日施行</p>	<p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
80	<p>第8節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>〈主な実施機関〉 (略) <u>東日本電信電話（株）</u> 宮城事業部</p>	<p>第8節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>〈主な実施機関〉 (略) <u>NTT東日本（株）</u> 宮城事業部</p>	➤ 社名変更による
81	<p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 <u>下水道</u>施設 (略)</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 <u>下水道</u>防災体制</p> <p>_____下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における<u>下水道</u>施設の維持又は修繕に努めるとともに、発災後の復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた汚水処理対策マニュアルの充実を図る。また、<u>下水道</u>の機能を維持するため、<u>可搬式ポンプその他</u>必要な資機材の整備及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 <u>上下水道</u>施設 (略)</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 <u>上下水道</u>防災体制</p> <p><u>水道事業者</u>及び<u>下水道</u>管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における<u>上下水道</u>施設の維持又は修繕に努めるとともに、発災後の復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた汚水処理対策マニュアルの充実を図る。また、<u>上下水道</u>の機能を維持するため、_____必要な資機材の整備及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。また、発災後に迅速に復旧できるよう、<u>上下水道システム</u>の基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、<u>上下水道</u>一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</p>	➤ 防災基本計画の修正
86	<p>第4から第9まで (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4から第9まで (略)</p> <p><u>第10 災害用井戸・湧水</u></p> <p><u>市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u></p>	➤ 防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
90	<p>第10節 防災知識の普及</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>〈主な実施機関〉 (略) <u>東日本電信電話（株）</u> 宮城事業部</p> </div>	<p>第10節 防災知識の普及</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>〈主な実施機関〉 (略) <u>NTT東日本（株）</u> 宮城事業部</p> </div>	➤ 社名変更による
90	<p>第1 (略)</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>1 職員への防災知識の普及 (略)</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識（北海道・三陸沖 <u>地震</u>後発地震注意情報が<u>発信</u>された場合を含む）</p> <p>(4) から (6) まで (略)</p> <p>(7) 北海道・三陸沖<u>地震</u>後発地震注意情報及びこれに基づきとられる措置に関する 知識</p> <p>(8) (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>1 職員への防災知識の普及 (略)</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識（北海道・三陸沖 <u>後発地震注意情報が発表</u>された場合を含む）</p> <p>(4) から (6) まで (略)</p> <p>(7) 北海道・三陸沖<u>後発地震注意情報及びこれに基づきとられる措置に関する 知識</u></p> <p>(8) (略)</p>	➤ 表現の適正化
91	<p>2 住民等への防災知識の普及</p> <p>(1) 防災関連行事の実施 ア及びイ (略)</p> <p>ウ <u>東日本大震災発生日の位置づけ検討</u> <u>市町村は、東日本大震災の教訓を忘れず、地震・津波への備えを普及・啓発するため、その発生日（3月11日）の位置づけについて検討する。</u></p>	<p>2 住民等への防災知識の普及</p> <p>(1) 防災関連行事の実施 ア及びイ (略)</p> <p>ウ 「<u>みやぎ鎮魂の日</u>」の普及・啓発 <u>県及び市町村は、東日本大震災の教訓を忘れず、地震・津波への備えを普及・啓発するため、「みやぎ鎮魂の日」の周知とその趣旨にふさわしい取組を行う ように努める。</u></p>	➤ 実態に合わせた修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
92	<p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>(4) 普及・啓発の実施 (略)</p> <p>【住民等への普及・啓発を図る事項】</p> <p>①から⑥まで (略)</p> <p>⑦ 家庭内での予防・安全対策 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所<u>での飼養についての準備</u> <p>⑧ 災害時にとるべき行動 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他避難の指示等が行われた場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発信</u>された場合 	<p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>(4) 普及・啓発の実施 (略)</p> <p>【住民等への普及・啓発を図る事項】</p> <p>①から⑥まで (略)</p> <p>⑦ 家庭内での予防・安全対策 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所<u>等</u>での飼養についての準備 <p>⑧ 災害時にとるべき行動 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他避難の指示等が行われた場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発表</u>された場合 	➤ 表現の適正化
93	<p>(6) 災害時の連絡方法の普及 イ 災害時通信手段の利用推進</p> <p><u>東日本電信電話（株）</u>宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の利用推進を図り、県及び市町村は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(6) 災害時の連絡方法の普及 イ 災害時通信手段の利用推進</p> <p><u>NTT東日本（株）</u>宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の利用推進を図り、県及び市町村は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。</p> <p>(7) (略)</p>	➤ 社名変更による
94	<p>(8) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底</p> <p>県及び市町村は、災害発生後に、<u>指定</u>避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。</p> <p>第3から第5まで (略)</p>	<p>(8) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底</p> <p>県及び市町村は、災害発生後に、<u>避難所</u>や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。</p> <p>第3から第5まで (略)</p>	➤ 防災基本計画の修正
97	<p>第6 災害教訓の伝承 (略)</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 伝承の取組 県民は、<u>自ら災害教訓の伝承に努める</u>。県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、県民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p>	<p>第6 災害教訓の伝承 (略)</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 伝承の取組 県民は、<u>語り部活動や家庭・地域内の語り継ぎ、防災教育、慰靈祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努める</u>。県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、県民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p>	➤ 防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
99	<p>第11節 地震防災訓練の実施</p> <p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 県の防災訓練</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域の実情に応じた訓練</p> <p>県は、市町村、防災関係機関と連携した津波警報伝達訓練や、北海道・三陸沖後発地震注意情報等が<u>発信</u>された場合の情報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的な防災訓練を行う。</p> <p>第4から第8まで (略)</p>	<p>第11節 地震防災訓練の実施</p> <p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 県の防災訓練</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域の実情に応じた訓練</p> <p>県は、市町村、防災関係機関と連携した津波警報伝達訓練や、北海道・三陸沖後発地震注意情報等が<u>発表</u>された場合の情報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的な防災訓練を行う。</p> <p>第4から第8まで (略)</p>	➤ 表現の適正化
101	<p>第9 企業の防災訓練</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 災害発生時に備え、周辺自治体及び各自治会、地域住民<u>の方々</u>並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第9 企業の防災訓練</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 災害発生時に備え、周辺自治体及び各自治会、地域住民_____並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。</p> <p>(略)</p>	➤ 記述の適正化
103	<p>第12節 地域における防災体制</p> <p>第1 目的</p> <p>大規模地震が発生した場合の被害を最小限に止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、県及び市町村等は、地域住民及び事業所による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団<u>とこれら</u> <u>の組織</u>との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第12節 地域における防災体制</p> <p>第1 目的</p> <p>大規模地震が発生した場合の被害を最小限に止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとすることが不可欠である。このため、県及び市町村等は、地域住民及び事業所による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団、<u>自主防災組織、防災士等の多様な主体</u>との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。</p> <p>(略)</p>	➤ 防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
106	<p>第12節 地域における防災体制</p> <p>第1から第3まで (略)</p> <p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地震・津波発生時の活動</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 避難の実施</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度の<u>ものとする。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>第12節 地域における防災体制</p> <p>第1から第3まで (略)</p> <p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地震・津波発生時の活動</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 避難の実施</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度の<u>ものとする。</u></p> <p>3 (略)</p>	➤ 記述の適正化
106	<p>第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、<u>高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。</u></p>	<p>第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、<u>要配慮者</u>の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。</p>	➤ 防災基本計画の修正
108	<p>第13節 ボランティアのコーディネート</p> <p>第1及び第2</p> <p>第3 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>県及び市町村は、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティアが自主性に基づきその支援力を向上し、県及び市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備を図る。</p>	<p>第13節 ボランティアのコーディネート</p> <p>第1及び第2</p> <p>第3 灾害ボランティア活動の環境整備</p> <p>1 県及び市町村は、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティアが自主性に基づきその支援力を向上し、県及び市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備を図る。</p>	➤ 防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
108	<p><u>なお</u>、県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、県地域防災計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（都道府県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるほか、市町村は、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。</p> <p><u>また</u>、県及び市町村は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティアの三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p><u>さらに</u>、県及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災<u>家庭</u>からの災害廃棄物、<u>がれき</u>、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。</p> <p>（新設）</p>	<p><u>2</u> 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、県地域防災計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（都道府県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるほか、市町村は、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。</p> <p><u>3</u> 県及び市町村は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティアの三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p><u>4</u> 県及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災<u>家屋</u>等からの災害廃棄物、<u>土砂</u>の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。</p> <p><u>5</u> 県及び市町村は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><u>6</u> 県及び市町村は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるとともに、国は、登録ボランティア人材のデータベースの整備を図るものとする。</p> <p><u>7</u> 国は、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、被災者援護協力団体の登録及びそのデータベースの整備を進めるとともに、国、県及び市町村は、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。</p> <p><u>8</u> 県及び市町村は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
117	<p>第16節 情報通信網の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 県における災害通信網の整備</p> <p>1 防災対策の推進等</p> <p>県は、国、市町村及び電気通信事業者等と連携し、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の<u>研究開発の</u>推進等を図る。</p>	<p>第16節 情報通信網の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 県における災害通信網の整備</p> <p>1 防災対策の推進等</p> <p>県は、国、市町村及び電気通信事業者等と連携し、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の<u>活用</u>推進等を図る。</p>	➤ 表現の適正化
117	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2から5まで (略)</p>	<p>また、地方公共団体及び指定公共機関は、災害時に災害対応基本共有情報（EEI）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。</p> <p>2から5まで (略)</p>	➤ 防災基本計画の修正
118	<p>6 震度情報ネットワークシステムの整備</p> <p>県内各市町村に震度計等を設置し、即時に県内各地の震度情報を県に収集することを目的に、震度情報ネットワークシステムを運用し、地震発生時の迅速な初動体制、被害推定、応急対策活動_____を図る。</p> <p>7 (略)</p>	<p>6 震度情報ネットワークシステムの整備</p> <p>県内各市町村に震度計等を設置し、即時に県内各地の震度情報を県に収集することを目的に、震度情報ネットワークシステムを運用し、地震発生時の迅速な初動体制、被害推定、応急対策活動<u>に必要な震度情報の収集</u>を図る。</p> <p>7 (略)</p>	➤ 表現の適正化
120	<p>8 ヘリコプターテレビ画像伝送システム等の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 多様な情報収集手段の活用</p> <p>県は、機動的な情報収集活動を行うため、航空機、無人航空機、<u>巡視船</u>、車両、SAR衛星を含む人工衛星等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備の推進に努める。</p>	<p>8 ヘリコプターテレビ画像伝送システム等の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 多様な情報収集手段の活用</p> <p>県は、機動的な情報収集活動を行うため、航空機、無人航空機、<u>船舶</u>、車両、SAR衛星を含む人工衛星等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備の推進に努める。</p>	➤ 防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
122	<p>9から14まで (略)</p> <p>15 被災者支援システムの活用 県_____は、災害発生時に、被災者の生活再建に向けて必要となる膨大な行政事務を効率的に行うため、ネットワークを活用した被災者支援システム等被災時の業務支援・情報共有システムの整備充実に努める。</p>	<p>9から14まで (略)</p> <p>15 被災者支援システムの活用 県及び市町村は、災害発生時に、被災者の生活再建に向けて必要となる膨大な行政事務の迅速化・効率化を行うため、国のクラウド型被災者支援システム等の活用を積極的に検討するものとする。</p>	▶ 防災基本計画の修正
122	<p>第3 市町村における災害通信網の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報伝達ルートの多重化 市町村は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。</p>	<p>第3 市町村における災害通信網の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報伝達ルートの多重化 市町村は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。</p>	▶ 防災基本計画の修正
131	<p>第17節 職員の配備体制</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 県の配備体制</p> <p>2 警戒本部・特別警戒本部 県内で震度4（実測値）を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、県内で震度5弱（実測値）を観測する地震が発生したとき、又は北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたとき（ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による）に警戒本部を設置し、また、震度5強（実測値）を観測する地震が発生したときに特別警戒本部を自動的に設置し、災害応急対策を実施する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第17節 職員の配備体制</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 県の配備体制</p> <p>2 警戒本部・特別警戒本部 県内で震度4（実測値）を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、県内で震度5弱（実測値）を観測する地震が発生したとき、又は北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき（ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による）に警戒本部を設置し、また、震度5強（実測値）を観測する地震が発生したときに特別警戒本部を自動的に設置し、災害応急対策を実施する。</p> <p>3 (略)</p>	▶ 表現の適正化
131	<p>4 原子力災害警戒本部 原子力災害に対する警戒体制を強化する必要があると知事が認めた場合は、復興・危機管理部長を本部長とする宮城県原子力災害警戒本部を設置し、情報の収集、通報連絡、災害応急対策の実施等に当たる。</p>	<p>4 原子力災害警戒本部 原子力災害に対する警戒体制を強化する必要がある_____場合は、_____宮城県原子力災害警戒本部を設置し、情報の収集、通報連絡、緊急事態応急対策の準備等に当たる。</p>	▶ 原子力災害対策編との整合

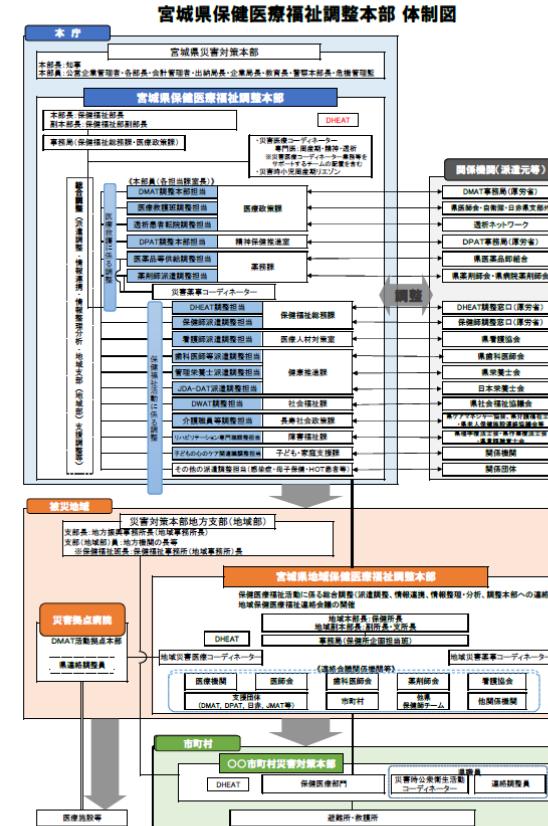
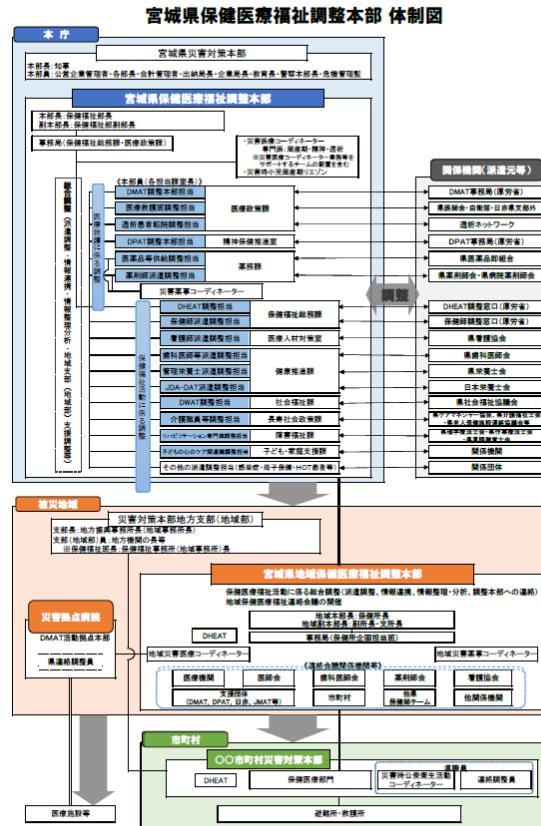
宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
140	<p>第19節 相互応援体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他都道府県、市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、_____</p> <p>_____ 応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整える。</p> <p>(略)</p> <p>さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</p> <p>_____</p> <p>第3から第5まで (略)</p>	<p>第19節 相互応援体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他都道府県、市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、<u>県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。あわせて、</u>応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整える。</p> <p>(略)</p> <p>さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</p> <p><u>地方公共団体は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第3から第5まで (略)</p>	➤ 防災基本計画の修正
142	<p>第6 医療相互応援体制の整備</p> <p>県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、_____</p> <p>_____ 災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p>	<p>第6 医療相互応援体制の整備</p> <p>県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、<u>災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害薬事コーディネーター</u>、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p>	➤ 防災基本計画の修正
146	<p>第19節 相互応援体制の整備</p> <p>第1から第14 (略)</p> <p>第15 関係団体との連携強化</p> <p>県及び市町村は、他市町村等関係機関間や、平時からその所管事務に關係する企業、団体等との間で応援協定の締結を進める<u>とともに、</u>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第19節 相互応援体制の整備</p> <p>第1から第14 (略)</p> <p>第15 関係団体との連携強化</p> <p>県及び市町村は、他市町村等関係機関間や、平時からその所管事務に關係する企業、団体等との間で応援協定の締結を進める<u>ものとする。また、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進める</u></p>	➤ 防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
	<p>あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施するほか、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続きの確認を行う、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。</p> <p>また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。</p> <hr/> <hr/>	<p><u>よう努めるものとする。あわせて、</u>あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施するほか、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続きの確認を行う、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。</p> <p>また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。</p> <p><u>さらに、県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。</u></p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）



宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
158	<p>第3 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 医療救護活動に関する情報連絡体制</p> <p>(1) 情報の共有</p> <p>ア及びイ (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第3 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 医療救護活動に関する情報連絡体制</p> <p>(1) 情報の共有</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 地方公共団体は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（都道府県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努めるものとする。</p>	➤ 防災基本計画の修正
159	<p>3 研修・訓練の実施</p> <p>県及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の操作等の研修・訓練を定期的に行う。</p> <p>(略)</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>3 研修・訓練の実施</p> <p>県及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の操作等の研修・訓練を定期的に行う。</p> <p>(略)</p> <p>県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。</p>	➤ 防災基本計画の修正
159	<p>第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制</p> <p>1 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 市町村は、地区薬剤師会（仙台市は（一社）仙台市薬剤師会）と災害時の医薬品供給に関する協定を締結するなどにより、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。</p> <p>(4) 県は県外から輸送される医薬品等を受入れ、仕分け及び管理を行う一次医薬品集積所を宮城県医薬品卸組合との「大規模災害時における一次医薬品集積所に関する覚書」に基づき1か所設置する。また、必要に応じて一次医薬品集積所から輸送された医薬品を受入れ、仕分け及び管理を行った後、医療救護施設等に供給する二次医薬品集積所を地域災害医療支部分割ごとに1か所程度設置する。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制</p> <p>1 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 市町村は、地区薬剤師会（仙台市は（公社）仙台市薬剤師会）と災害時の医薬品供給に関する協定を締結するなどにより、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。</p> <p>(4) 県は県外から輸送される医薬品等を受入れ、仕分け及び管理を行う一次医薬品集積所を宮城県医薬品卸組合との「大規模災害時における一次医薬品集積所に関する覚書」に基づき1か所設置する。また、必要に応じて一次医薬品集積所から輸送された医薬品等を受入れ、仕分け及び管理を行った後、医療救護施設等に供給する二次医薬品集積所を地域保健医療福祉調整本部ごとに1か所程度設置する。</p> <p>(5) (略)</p>	➤ 法人名の変更 ➤ 表記の適正化

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
160	<p>2 (略)</p> <p>3 薬剤師の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、郡市医師会や地区薬剤師会（仙台市は<u>（一社）仙台市薬剤師会</u>）とあらかじめ協議しておく。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 薬剤師の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、郡市医師会や地区薬剤師会（仙台市は<u>（公社）仙台市薬剤師会</u>）とあらかじめ協議しておく。</p>	▶ 法人名の変更
160	<p>第5 医療救護活動に係わる研修や訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>また、DMA Tが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、DMA Tから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、_____訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努める。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努める。</p>	<p>第5 医療救護活動に係わる研修や訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>また、DMA Tが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、DMA Tから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、<u>災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターも参加する</u>訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努める。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努める。</p>	▶ 防災基本計画の修正
160	<p>第7 福祉支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成）を基盤として広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、<u>避難所</u>の高齢者、障害者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される宮城県災害派遣福祉チーム（DWAT（以下「災害派遣福祉チーム」という。））及び災害支援ナースの派遣体制の整備に努める。</p> <p>第8及び第9 (略)</p>	<p>第7 福祉支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成）を基盤として広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、<u>避難所等や在宅避難、車中泊避難</u>の高齢者、障害者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される宮城県災害派遣福祉チーム（DWAT（以下「災害派遣福祉チーム」という。））及び災害支援ナースの派遣体制の整備に努める。</p> <p>第8及び第9 (略)</p>	▶ 防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
163	(新設)	<p>第10 災害時健康危機管理体制の整備</p> <p>県は、県内での相互支援だけでは保健医療福祉調整本部又は保健所の指揮調整が困難となることが予想される場合や、被災者の健康の維持、二次健康被害や災害関連死の防止を図るため、国に対して、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や保健師等チームの応援派遣に関する調整を依頼する。</p> <p>また、県は、国又は被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施や被災者の健康管理を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や保健師等チームの応援派遣を行うものとする。</p> <p>さらに、平時においては災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や保健師等チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るために継続的な研修・訓練を実施するものとする。</p>	▶ 防災基本計画の修正
169	<p>第22節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 緊急輸送ネットワークの形成</p> <p>1 緊急輸送ネットワークの設定</p> <p>県及び関係機関は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県及び市町村がそれぞれ設置する物資輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第22節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 緊急輸送ネットワークの形成</p> <p>1 緊急輸送ネットワークの設定</p> <p>県及び関係機関は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県及び市町村がそれぞれ設置する物資輸送拠点を経て、各指定避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。</p>	▶ 防災基本計画の修正
171	<p>第3 緊急輸送道路の確保</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 道路啓開体制の整備</p> <p>道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、<u>発災後</u>の道路の障害物<u>除去</u>（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。</p> <p>また、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、<u>協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を作成し、必要に応じてその見直しを行う。</u></p>	<p>第3 緊急輸送道路の確保</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 道路啓開体制の整備</p> <p>道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、<u>自然災害発災後</u>の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結を推進するものとする。</p> <p>また、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、<u>道路法等に基づき、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。</u></p>	▶ 防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表 (案)

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
184	<p>6 避難所の運営・管理</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 避難所の運営に女性_____の参画を推進し、男女のニーズの違い等、多様な生活者の視点に配慮_____できるよう、事前に運営体制を検討しておくこと。</p> <p>(4) から (12) まで (略)</p> <p>(13) 市町村は、_____在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</p>	<p>6 避難所の運営・管理</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 避難所の運営に女性<u>や子育て家庭</u>の参画を推進し、男女のニーズの違い等、多様な生活者の視点への配慮<u>や子供・若者の居場所の確保が</u>できるよう、事前に運営体制を検討しておくこと。</p> <p>(4) から (12) まで (略)</p> <p>(13) 市町村は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u></p>	▶ 防災基本計画の修正
192	<p>第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保</p> <p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定</p> <p><u>県及び市町村は、大規模な地震災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋、その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</p> <p>その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保</p> <p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定</p> <p><u>大規模な地震災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえ、必要とされる物資について、市町村は、あらかじめ備蓄するとともに、県及び市町村は、災害時における調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</u></p> <p>その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。</p> <p><u>地方公共団体は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。また、新物資システム（B-P L o）の利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。</u></p>	▶ 防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
193	<p>第4 食料及び生活物資等の備蓄</p> <p><u>1 初期の対応に十分な備蓄量の確保</u> <u>県及び市町村は、備蓄を行うに当たって、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗い出しの調査を行い、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立ち、各々で想定される最大避難者数の3日分等、初期の対応に十分な量の物資を備蓄する。</u></p> <p><u>2 (略)</u></p> <p><u>3 集中備蓄・分散備蓄体制の整備</u> 県及び市町村は、仮設トイレや投光器など物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは防災拠点等への集中備蓄、災害発生後に被災地において大量に必要となり迅速に対応すべきものは、避難場所の位置を勘査した倉庫等への分散備蓄を行い、それぞれの<u>備蓄</u>拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 (略)</u></p>	<p>第4 食料及び生活物資等の備蓄 <u>(削除)</u></p> <p><u>1 (略)</u></p> <p><u>2 集中備蓄・分散備蓄体制の整備</u> 県及び市町村は、仮設トイレや投光器など物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは防災拠点等への集中備蓄、災害発生後に被災地において大量に必要となり迅速に対応すべきものは、避難場所の位置を勘査した倉庫等への分散備蓄を行い、それぞれの<u>物資</u>拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 (略)</u></p>	<p>➤ 防災基本計画の修正 (第24節に移動)</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
201	<p>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 要配慮者の災害予防対策</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 個別避難計画の作成・更新 (略)</p> <p>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努める<u>ほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u> (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 個別避難計画未作成の避難行動要支援者への支援</p> <p>市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</p> <hr/> <p>(4) 避難行動要支援者の移送</p> <p>市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p>	<p>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 要配慮者の災害予防対策</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 個別避難計画の作成・更新 (略)</p> <p>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努める。 (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 個別避難計画未作成の避難行動要支援者への支援</p> <p>市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。 <u>また、市町村は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u></p> <p>(4) 避難行動要支援者の移送</p> <p>市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
202	<p>(5) 個別避難計画に係る取組の支援 県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。</p> <p>(6) から (9) まで (略) 3から6まで (略)</p>	<p>(5) 個別避難計画に係る取組の支援 県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会<u>や訓練</u>の実施等の取組を通じた支援に努める。</p> <p>(6) から (9) まで (略) 3から6まで (略)</p>	➤ 防災基本計画の修正
205	第3 外国人への支援対策 本県に在住する外国人は、現在 <u>2万人以上</u> となっている。	第3 外国人への支援対策 本県に在住する外国人は、現在 <u>約3万人</u> となっている。	➤ 時点更新
211	<p>第28節 災害廃棄物対策 第1及び第2 (略) 第3 主な措置内容 (略) 1 (略) 2 地震災害時における応急体制の確保 (1) 及び (2) (略) <u>(新設)</u></p>	<p>第28節 災害廃棄物対策 第1及び第2 (略) 第3 主な措置内容 (略) 1 (略) 2 地震災害時における応急体制の確保 (1) 及び (2) (略) <u>(3) 地方公共団体は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u></p>	➤ 防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考												
	<p>第3章 災害応急対策</p>	<p>第3章 災害応急対策</p>													
213	<p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p>〈主な実施機関〉 (略) <u>東日本電信電話（株）</u> 宮城事業部</p>	<p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p>〈主な実施機関〉 (略) <u>NTT東日本（株）</u> 宮城事業部</p>	➤ 社名変更による												
215	<p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 地震・津波情報 (略)</p> <p>1 情報の種類 (略)</p> <p>(1) 地震情報の種類と内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合</td> <td>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、<u>地点毎</u>に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。<u>_____</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) <u>気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。</u> <u>また、「気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。</u></p>	地震情報の種類	発表基準	内容	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、 <u>地点毎</u> に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 <u>_____</u>	<p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 地震・津波情報 (略)</p> <p>1 情報の種類 (略)</p> <p>(1) 地震情報の種類と内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合</td> <td>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、<u>個別の観測点ごと</u>に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。<u>(地震発生から10分後程度で1回発表)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p>	地震情報の種類	発表基準	内容	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、 <u>個別の観測点ごと</u> に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 <u>(地震発生から10分後程度で1回発表)</u>	➤ 気象庁HPに合わせた更新
地震情報の種類	発表基準	内容													
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、 <u>地点毎</u> に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 <u>_____</u>													
地震情報の種類	発表基準	内容													
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、 <u>個別の観測点ごと</u> に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 <u>(地震発生から10分後程度で1回発表)</u>													

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
219	<p>第4 北海道・三陸沖後発地震注意情報</p> <p>1 情報<u>発信条件</u></p> <p>(1) 北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw（モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生した場合に、情報が<u>発信</u>される。</p> <p>(2) 想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、<u>情報が発信される</u>。</p>	<p>第4 北海道・三陸沖後発地震注意情報</p> <p>1 情報<u>発表基準</u></p> <p>北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw（モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生した場合に、情報が<u>発表</u>される。</p> <p><u>なお、</u>想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に<u>限り、発表される</u>。</p>	➤ 表現の適正化
219	<p>2 情報<u>発信</u>の流れ</p> <p>気象庁において一定精度のMwを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報<u>発表の条件</u>を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が<u>発信</u>される。</p>	<p>2 情報<u>発表</u>の流れ</p> <p>気象庁において一定精度のMwを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報<u>発表の基準</u>を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が<u>発表</u>される。</p>	➤ 表現の適正化
220	<p>3 情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容</p> <p>(1) 合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の<u>発信</u>と解説及び内閣府からの「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。</p>	<p>3 情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容</p> <p>(1) 合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の<u>発表</u>と解説及び内閣府からの「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。</p>	➤ 表現の適正化
220	<p>4 情報に関する留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。 ア及びイ (略) ウ <u>後発</u>地震の発生可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなる。 (略)</p>	<p>4 情報に関する留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。 ア及びイ (略) ウ <u>後発</u>地震の発生可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなる。</p>	➤ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
221	<p>第5 災害情報収集・伝達 (略)</p> <p>1 地震発生直後の被害の収集・伝達 (1) から (5) まで (略)</p> <p>(6) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも防災ヘリコプター、無人航空機等、高所監視カメラによる目視及び各防災関係機関のヘリコプターを活用したヘリコプターテレビ伝送システムの画像情報等により必要な被害規模に関する概括的な情報を速やかに把握し、_____これら的情報を総務省消防庁へ報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。</p> <p>(7) 県又は市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網_____等を活用し、首相官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図る。</p>	<p>第5 災害情報収集・伝達 (略)</p> <p>1 地震発生直後の被害の収集・伝達 (1) から (5) まで (略)</p> <p>(6) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも防災ヘリコプター、無人航空機等、高所監視カメラによる目視及び各防災関係機関のヘリコプターを活用したヘリコプターテレビ伝送システムの画像情報等により必要な被害規模に関する概括的な情報を速やかに把握し、<u>収集した画像情報について、防災IOTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努め、</u>これら的情報を総務省消防庁へ報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。</p> <p>(7) 県又は市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網、<u>防災IOTシステム</u>等を活用し、首相官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図る。</p>	➤ 防災基本計画の修正
221	<p>(8) 及び (9) (略)</p> <p>(10) 県は、報告された情報を直ちに整理し、被害の概況を掌握する。また、収集された情報は、<u>総務省消防庁</u>_____に報告するとともに被災市町村や各防災関係機関に直ちに提供する。</p>	<p>(8) 及び (9) (略)</p> <p>(10) 県は、報告された情報を直ちに整理し、被害の概況を掌握する。また、収集された情報は、<u>新総合防災情報システム（SOBO-WEB）等を活用して消防庁等の関係省庁</u>に報告するとともに被災市町村や各防災関係機関に直ちに提供する。</p>	➤ 防災基本計画の修正
222	<p>2 情報の収集</p> <p>(1) 県は、地震災害が発生した場合は、速やかに市町村に対して被害概況の報告を求め、市町村及び消防機関等からの被害情報を県出先機関（地方振興事務所・地域事務所）を経由して収集するとともに、総合防災情報システム（MIDORI）を活用して情報収集する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>2 情報の収集</p> <p>(1) 県は、地震災害が発生した場合は、速やかに市町村に対して被害概況の報告を求め、市町村及び消防機関等からの被害情報を県出先機関（地方振興事務所・地域事務所）を経由して収集するとともに、総合防災情報システム（MIDORI）を活用して情報収集する。</p> <p><u>地方公共団体及び指定公共機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、地方公共団体は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。</u></p>	➤ 防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
226	<p>第6 通信・放送手段の確保</p> <p>1 災害時の通信連絡</p> <p>(1) 通信連絡手段 (略)</p> <p>アからソまで (略)</p> <p>タ 災害用伝言ダイヤル (171)・災害用伝言板 (web171) …災害発生時、その規模により <u>東日本電信電話(株)</u> が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル (171) は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板 (web171) はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について<u>東日本電信電話(株)</u> で決定しテレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等で知らせる。</p>	<p>第6 通信・放送手段の確保</p> <p>1 災害時の通信連絡</p> <p>(1) 通信連絡手段 (略)</p> <p>アからソまで (略)</p> <p>タ 災害用伝言ダイヤル (171)・災害用伝言板 (web171) …災害発生時、その規模により <u>NTT東日本(株)</u> が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル (171) は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板 (web171) はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について<u>NTT東日本(株)</u> で決定しテレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等で知らせる。</p>	➤ 社名変更による
235	<p>第3節 防災活動体制</p> <p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 県の活動</p> <p>1 職員の配備体制 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別警戒配備 (1号)</p> <p>県内で震度4（実測値）を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、震度5弱（実測値）を観測する地震が発生した場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発信</u>されたとき（ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による）又は宮城県に津波注意報が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県警戒本部を設置し、特別警戒配備体制<u>を敷く</u>。</p>	<p>第3節 防災活動体制</p> <p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 県の活動</p> <p>1 職員の配備体制 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別警戒配備 (1号)</p> <p>県内で震度4（実測値）を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、震度5弱（実測値）を観測する地震が発生した場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発表</u>されたとき（ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による）又は宮城県に津波注意報が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県警戒本部を設置し、特別警戒配備体制(<u>1号</u>)を敷く。</p>	➤ 表現の適正化
236	<p>(3) (略)</p> <p>(4) 非常配備 (3号)</p> <p>県内で震度6弱（実測値）以上<u>の地震が観測された</u>とき、県内に特別警報（地震動特別警報を除く）が発表されたとき、又は県内市町村が緊急安全確保を発令したときは、「宮城県災害対策本部要綱」（昭和56年5月15日施行）に基づき、宮城県災害対策本部を自動的に設置し、非常配備体制を敷く。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) 非常配備 (3号)</p> <p>県内で震度6弱（実測値）以上<u>を観測する地震が発生した</u>とき、県内に特別警報（地震動特別警報を除く）が発表されたとき、又は県内市町村が緊急安全確保を発令したときは、「宮城県災害対策本部要綱」（昭和56年5月15日施行）に基づき、宮城県災害対策本部を自動的に設置し、非常配備体制を敷く。</p> <p>(略)</p>	➤ 表現の適正化

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）			修正後			備考	
238	3 災害対策本部の運用 (1) (略)			3 災害対策本部の運用 (1) (略)			➤ 表現の適正化	
	配備体制の基準・内容等			配備体制の基準・内容等				
		区分	配備基準		区分	配備基準		
		警戒配備	0号	1 (略) 2 県内で震度4（実測値） <u>の地震が観測された</u> とき。 3 及び4 (略)	災害対策警戒配備要領による警戒配備	0号	1 (略) 2 県内で震度4（実測値） <u>を観測する地震が発生した</u> とき。 3 及び4 (略)	
		災害対策警戒配備要領による警戒配備	特別警戒配備	1 (略) 2 県内で震度5弱（実測値） <u>の地震が観測された</u> とき。 3 県内で震度4（実測値） <u>の地震が観測され</u> 、被害が発生したとき。 4 北海道・三陸沖後発地震注意情報が <u>発信</u> されたとき。ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による。 5から8まで (略)	災害対策警戒配備要領による警戒配備	1号	1 (略) 2 県内で震度5弱（実測値） <u>を観測する地震が発生した</u> とき。 3 県内で震度4（実測値） <u>を観測する地震が発生し</u> 、被害が発生したとき。 4 北海道・三陸沖後発地震注意情報が <u>発表</u> されたとき。ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による。 5から8まで (略)	
		特別警戒配備	1号	1 (略) 2 県内で震度5強（実測値） <u>の地震が観測された</u> とき。 3 (略)	特別警戒配備	2号	1 (略) 2 県内で震度5強（実測値） <u>を観測する地震が発生した</u> とき。 3 (略)	
		非常配備	2号	1 県内で震度6弱以上（実測値） <u>の地震が観測された</u> とき。 2 県内に特別警報※が発表されたとき。 3 県内市町村が緊急安全確保を発令したとき。 <u>3 災害が発生し、又は 災害が発生するおそれがある場合</u> <u>において知事が必要と認めたとき。</u>	非常配備	3号	1 県内で震度6弱以上（実測値） <u>を観測する地震が発生した</u> とき。 2 県内に特別警報※が発表されたとき。 3 県内市町村が緊急安全確保を発令したとき。 <u>4 災害が発生した場合、災害が発生するおそれがある場合、又は災害救助法の適用が必要な場合において知事が必要と認めたとき。</u>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
241	<p>第4から第7 (略)</p> <p>第8 県、市町村、国及び関係機関の連携 1から5まで (略)</p> <p>6 ヘリコプター等の運用調整 (略)</p> <p>また、県は、ヘリコプター等の航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部事務局内に航空機の運用を調整する部署（ヘリコプター運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>なお、ヘリコプター運用調整班は、ふくそうする航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼する。</p>	<p>第4から第7 (略)</p> <p>第8 県、市町村、国及び関係機関の連携 1から5まで (略)</p> <p>6 ヘリコプター等の運用調整 (略)</p> <p>また、県は、ヘリコプター等の航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部事務局内に航空機の運用を調整する部署（ヘリコプター運用調整チーム）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>なお、ヘリコプター運用調整チームは、ふくそうする航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼する。</p>	➤ 表記の適正化
244	<p>第4節 相互応援活動</p> <p>第1及び第2</p> <p>第3 県による応援・受援活動 1から4まで (略)</p> <p>5 応急復旧の要請等</p> <p>県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求める、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第4から第7まで (略)</p>	<p>第4節 相互応援活動</p> <p>第1及び第2</p> <p>第3 県による応援・受援活動 1から4まで (略)</p> <p>5 応急復旧の要請等</p> <p>県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求める、又は災害応急対策の実施を要請する。<u>また、指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、被災都道府県知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上段の応援の要求を待つとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。</u></p> <p>第4から第7まで (略)</p>	➤ 防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
248	<p>第8 広域的な応援体制</p> <p><u>市町村は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。また、県は、必要に応じて職員の派遣に係るあっせんを行う。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第8 広域的な応援体制</p> <p><u>市町村は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</u></p> <p><u>市町村は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u></p>	➤ 防災基本計画の修正
259	<p>第7節 救急・救助活動</p> <p>第1から第5まで (略)</p> <p>第6 第二管区海上保安本部の活動</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機又は特殊救難隊等により、その救助を行うほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関と協力してその救助を行う。</p>	<p>第7節 救急・救助活動</p> <p>第1から第5まで (略)</p> <p>第6 第二管区海上保安本部の活動</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機等又は特殊救難隊等により、その救助を行うほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関と協力してその救助を行う。</p>	➤ 記述の適正化
259	<p>(2) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は<u>機動防除隊による消火活動、航空機による状況調査を実施し</u>、必要に応じて関係機関等に協力を要請する。</p> <p>(3) 及び (4) 略</p>	<p>(2) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は<u>機動防除隊によりその消火活動を行うとともに</u>、必要に応じて関係機関等に協力を要請する。</p> <p>(3) 及び (4) 略</p>	➤ 海上保安庁防災業務計画と統一
260	<p>(5) 東日本大震災における救助状況を踏まえ、沿岸部における孤立者、漂流者の迅速な救助を実施するため、<u>ヘリコプター、巡視艇又は搭載艇</u>等の集中運用を行う。この場合、ヘリコプターによる吊り上げ救助を実施するため、特殊救難隊等をヘリコプターに搭乗させる。また、<u>捜索中の船艇、航空機又は他機関勢力</u>と連携を図り、効率的な活動を行う。</p>	<p>(5) 東日本大震災における救助状況を踏まえ、沿岸部における孤立者、漂流者の迅速な救助を実施するため、<u>巡視船艇・航空機</u>等の集中運用を行う。この場合、ヘリコプターによる吊り上げ救助を実施するため、特殊救難隊等をヘリコプターに搭乗させる。また、<u>関係機関</u>と連携を図り、効率的な活動を行う。</p>	➤ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
263	第8節 医療救護活動 第1及び第2 (略) 第3 医療救護体制・DMA T・医療救護班の派遣・受入れ体制 1 県 (1) から (5) (略) <u>(新設)</u>	第8節 医療救護活動 第1及び第2 (略) 第3 医療救護体制・DMA T・医療救護班の派遣・受入れ体制 1 県 (1) から (5) (略) <u>(6) 船舶を活用した医療活動</u> <u>県は、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請するものとする。また、必要に応じ、政府本部に対し、船舶を活用した傷病者の搬送を要請するものとする。</u>	➤ 防災基本計画の修正
273	第10節 交通・輸送活動 第1 (略) 第2 県の活動 1 から 3 まで (略) 4 緊急輸送の要請先 (略) (1) <u>東日本旅客鉄道（株）仙台支社</u> (2) から (12) まで (略) 5 (略) 第3及び第4 (略)	第10節 交通・輸送活動 第1 (略) 第2 県の活動 1 から 3 まで (略) 4 緊急輸送の要請先 (略) (1) <u>東日本旅客鉄道（株）東北本部</u> (2) から (12) まで (略) 5 (略) 第3及び第4 (略)	➤ 社名の修正
281	第5 陸上交通の確保 1 から 3 まで (略) 4 障害物の除去等 (1) (略) (2) 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去及び応急復旧を行い、 <u>道路機能</u> の確保及び二次災害の防止に努める。 (略)	第5 陸上交通の確保 1 から 3 まで (略) 4 障害物の除去等 (1) (略) (2) 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去及び応急復旧を行い、 <u>緊急車両の通行</u> の確保及び二次災害の防止に努める。 (略)	➤ 防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
286	<p>第12節 避難活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 避難の指示等 (略)</p> <p>1から5まで (略)</p> <p>6 第二管区海上保安本部の役割 海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があると認めるとき又は市町村長から<u>要求</u>があったとき、若しくは市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるときは、船舶、乗組員、旅客、住民その他の者に対し、避難のための立退きの指示その他の必要な措置をとる。</p>	<p>第12節 避難活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 避難の指示等 (略)</p> <p>1から5まで (略)</p> <p>6 第二管区海上保安本部の役割 海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があると認めるとき又は市町村長から<u>要請</u>があったとき、若しくは市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるときは、船舶、乗組員、旅客、住民その他の者に対し、避難のための立退きの指示その他の必要な措置をとる。</p>	➤ 表現の適正化
288	<p>第3及び第4 (略)</p> <p>第5 避難所の開設及び運営 (略)</p> <p>1 指定避難所の開設 (1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等_____を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。</p>	<p>第3及び第4 (略)</p> <p>第5 避難所の開設及び運営 (略)</p> <p>1 指定避難所の開設 (1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等<u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID</u>を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。</p>	➤ 防災基本計画の修正
290	<p>2 避難所の運営</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所の環境維持 ア 良好的な生活環境の維持 市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初から_____パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する<u>よう努めるとともに、食事供与の状況、</u>トイレの設置状況_____等の把握に努め、必要な対策を講じる。 また、市町村は、<u>指定</u>避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等</p>	<p>2 避難所の運営</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所の環境維持 ア 良好的な生活環境の維持 市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初から<u>プライバシー確保のための</u>パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する<u>こと、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適な</u>トイレの設置状況、<u>し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況</u>等の把握に努め、必要な対策を講じる。 また、市町村は、<u>避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等</u></p>	➤ 防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
	<p>の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>イ 健康状態・衛生状態の把握</p> <p>市町村は、必要に応じ、プライバシーの確保状況入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や_____避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>ウ及びエ (略)</p>	<p>の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>イ 健康状態・衛生状態の把握</p> <p>市町村は、必要に応じ、プライバシーの確保状況入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や<u>多様なニーズ</u>、避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>ウ及びエ (略)</p>	
290	<p>(3) 男女共同参画</p> <p>ア 避難所運営への女性_____の参画促進</p> <p>市町村は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性_____の参画を推進し、<u>男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。</u></p> <p>イ 男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いへの配慮 (略)</p> <p>特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳びん、離乳食等の物資提供、多様な生活者に配慮した物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別及び多目的トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保</p> <p>など、女性や子育て家庭_____など多様なニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p>	<p>(3) 男女共同参画</p> <p>ア 避難所運営への女性<u>や子育て家庭</u>の参画促進</p> <p>市町村は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性<u>や子育て家庭</u>の参画を推進するものとする。</p> <p>イ 男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いへの配慮 (略)</p> <p>特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳びん、離乳食等の物資提供、多様な生活者に配慮した物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別及び多目的トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u>など、女性や子育て家庭、<u>子供・若者</u>など多様なニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p>	➤ 防災基本計画の修正
292	<p>第6 (略)</p> <p>第7 避難長期化への対処</p> <p>1から5まで (略) (新設)</p>	<p>第6 (略)</p> <p>第7 避難長期化への対処</p> <p>1から5まで (略)</p> <p>6 <u>被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p>	➤ 防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
297	<p>第13節 応急仮設住宅等の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理・運営</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 維持管理上の配慮事項</p> <p>県及び市町村は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアや家庭動物の受け入れのルール、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅（建設型応急住宅）入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性_____を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。</p>	<p>第13節 応急仮設住宅等の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理・運営</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 維持管理上の配慮事項</p> <p>県及び市町村は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアや家庭動物の受け入れのルール、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅（建設型応急住宅）入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性<u>や子供・若者</u>を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。</p>	➤ 防災基本計画の修正
308	<p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第1 目的</p> <p>県及び市町村は、大規模地震災害時における県民の基本的な生活を確保するため、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>等を活用し備蓄状況の確認を行うとともに、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第1 目的</p> <p>県及び市町村は、大規模地震災害時における県民の基本的な生活を確保するため、<u>新物資システム（B-P L o）</u>等を活用し備蓄状況の確認を行うとともに、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。</p> <p>(略)</p>	➤ 防災基本計画の修正
319	<p>第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬</p> <p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 遺体の処理、収容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町村は被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、<u>公園</u>等）に遺体の収容所（安置所）及び検査場所を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所等の設営が困難となった場合、市町村は、周辺市町村へ協力要請を行い、要請された市町村は、設置、運営に協力する。</p>	<p>第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬</p> <p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 遺体の処理、収容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町村は被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物_____等）に遺体の収容所（安置所）及び検査場所を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所等の設営が困難となった場合、市町村は、周辺市町村へ協力要請を行い、要請された市町村は、設置、運営に協力する。</p>	➤ 屋内設置が望ましいため

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
321	<p>第4 遺体の火葬、埋葬 1から4まで (略) 5 市町村は、身元の判明しない遺骨及び所持品等について、公営墓地又は寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。</p>	<p>第4 遺体の火葬、埋葬 1から4まで (略) 5 市町村は、身元の判明しない遺骨及び所持品等について、公営墓地又は寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。</p>	➤ 記述の適正化
323	<p>第20節 災害廃棄物処理活動 第1から第3まで (略) 第4 処理方法 1 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 災害廃棄物 ア (略) イ 応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。 また、<u>アスベスト</u>等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。</p>	<p>第20節 災害廃棄物処理活動 第1から第3まで (略) 第4 処理方法 1 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 災害廃棄物 ア (略) イ 応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。 また<u>石綿</u>等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。</p>	➤ 記述の適正化
325	<p>第21節 社会秩序維持活動 第1 (略) 第2 生活必需品の物価監視 1 県は、被災地における生活必需品の買い占め、売り惜しみ及び便乗値上げの発生を防止するため、国（内閣府、農林水産省、経済産業省等）及び市町村と連携を図りながら、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ事業者及び関係団体への指導・要請並びに県民への情報提供を行う。</p>	<p>第21節 社会秩序維持活動 第1 (略) 第2 生活必需品の物価監視 1 県は、被災地における生活必需品の買い占め、売り惜しみ及び便乗値上げの発生を防止するため、国（内閣府、農林水産省、経済産業省等）及び市町村と連携を図りながら、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ事業者及び関係団体への指導・要請並びに県民への情報提供を行う。</p>	➤ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
328	<p>第22節 教育活動 第1から第3 第4 教育の実施 1 公立学校等 (略) (1) (略) (2) 教職員の確保 校長等及び教育委員会は、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第22節 教育活動 第1から第3 第4 教育の実施 1 公立学校等 (略) (1) (略) (2) 教職員の確保 校長等及び教育委員会は、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。 <u>また、被災地域外の地方公共団体は、児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E-S-T）を活用し、国の職員や地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等を派遣するものとする。</u></p>	➤ 防災基本計画の修正
334	<p>第24節 公共土木施設等の応急対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈主な実施機関〉 (略) <u>東日本旅客鉄道（株）仙台支社</u></p> </div> <p>第1から第11まで (略)</p>	<p>第24節 公共土木施設等の応急対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈主な実施機関〉 (略) <u>東日本旅客鉄道（株）東北本部</u></p> </div> <p>第1から第11まで (略)</p>	➤ 社名の修正
345	<p>第12 鉄道施設 1 <u>東日本旅客鉄道（株）仙台支社</u> (略) 2及び3 (略) 4 仙台市地下鉄 (1) (略) (2) 輸送等の確保 地震により地下鉄が長時間運行不能と認めたときは、仙台市交通局高速鉄道振替輸送取扱規程に基づき、仙台市一般乗合旅客自動車等により振替輸送を行う</p> <hr/> <hr/>	<p>第12 鉄道施設 1 <u>東日本旅客鉄道（株）東北本部</u> (略) 2及び3 (略) 4 仙台市地下鉄 (1) (略) (2) 輸送等の確保 地震により地下鉄が長時間運行不能と認めたときは、仙台市交通局高速鉄道振替輸送取扱規程に基づき、仙台市一般乗合旅客自動車等により振替輸送を行う<u>ほか、宮城交通株式会社と締結した「振替輸送協定書」に基づき、同社が運行する路線バスにより振替輸送を行う。</u></p>	➤ 社名の修正 ➤ 協定締結による

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
349	<p>第25節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>〈主な実施機関〉 (略) <u>東日本電信電話（株）</u>宮城事業部</p>	<p>第25節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>〈主な実施機関〉 (略) <u>NTT東日本（株）</u>宮城事業部</p>	➤ 社名変更による
349	<p>第1 (略)</p> <p>第2 水道施設</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 水道事業者等は、_____被 災により水道施設から給水を受けられない住民に対して、仮設給水栓による給水や給 水車等による応急給水を行う。 また、仮設給水場の周辺住民は水道事業者等の給水活動の支援に努める。</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 水道施設</p> <p>1 (略)</p> <p>4 水道事業者等は、<u>断水が発生した場合、速やかに断水状況を把握した上で応急給水</u> <u>計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、被</u> <u>災により水道施設から給水を受けられない住民に対して、仮設給水栓による給水や給</u> <u>水車等による応急給水を行う。</u> また、仮設給水場の周辺住民は水道事業者等の給水活動の支援に努める。</p>	➤ 防災基本計 画の修正
350	<p>第3 <u>下水道</u>施設</p> <p>_____下水道管理者は、災害の発生時において、<u>流域下水道等</u>の構造等を 勘案して、速やかに、<u>流域下水道等</u>の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把 握した時には、<u>可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置</u>その他の<u>流域下水道等</u>の機能 を維持するために必要な応急措置を講ずる_____。</p>	<p>第3 <u>上下水道</u>施設</p> <p><u>水道事業者及び</u>下水道管理者は、災害の発生時において、<u>上下水道</u>の構造等を 勘案して、速やかに、<u>上下水道施設</u>の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把 握した時には、<u>上下水道一体となって施設</u>の機能 を維持するために必要な応急措置を講ずる<u>ものとする。</u></p>	➤ 防災基本計 画の修正

宮城県地域防災計画 【地震災害対策編】 新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
370	<p>第29節 応急公用負担等の実施</p> <p>第1から第3まで (略)</p> <p>第4 公用令書の交付</p> <p>1 (略)</p> <p>2 公用令書には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 当該処分の根拠となった法律の規定</p> <p><u>イ 従事命令にあっては従事すべき業務、場所及び期間</u></p> <p><u>ロ 保管命令にあっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間</u></p> <p><u>ハ 施設等の管理、使用又は収用にあっては、管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日</u></p>	<p>第29節 応急公用負担等の実施</p> <p>第1から第3まで (略)</p> <p>第4 公用令書の交付</p> <p>1 (略)</p> <p>2 公用令書には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 当該処分の根拠となった法律の規定</p> <p><u>(3) 従事命令にあっては従事すべき業務、場所及び期間、保管命令にあっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、施設等の管理、使用又は収用にあっては管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日</u></p>	➤ 表記の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
	第4章 災害復旧・復興対策	第4章 災害復旧・復興対策	➤
381	<p>第2節 生活再建支援</p> <p>第1及び第2</p> <p>第3 罹災証明書の交付</p> <p>1 市町村</p> <p>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、住家被害の調査や罹災証明書交付の担当部局をあらかじめ定める、他の自治体や_____民間団体との応援協定の締結や応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなどして、罹災証明書交付に必要な業務の実施体制の確保に努め、災害時速やかに被災者に罹災証明書を交付する。<u>また、必要に応じて、効率的な罹災証明書の交付を行うため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。</u></p>	<p>第2節 生活再建支援</p> <p>第1及び第2</p> <p>第3 罹災証明書の交付</p> <p>1 市町村</p> <p>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、住家被害の調査や罹災証明書交付の担当部局をあらかじめ定める、他の自治体や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体、その他の</u>民間団体との応援協定の締結や応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなどして、罹災証明書交付に必要な業務の実施体制の確保に努め、災害時速やかに被災者に罹災証明書を交付する。<u>また、必要に応じて、効率的な罹災証明書の交付を行うため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。</u></p>	➤ 防災基本計画の修正
381	<p>2 県</p> <p>県は、市町村で実施する住家等の被害認定や罹災証明書の交付業務について、平時には市町村の住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他都道府県や_____民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。(略)</p>	<p>2 県</p> <p>県は、市町村で実施する住家等の被害認定や罹災証明書の交付業務について、平時には市町村の住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他都道府県や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体、その他の</u>民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。(略)</p>	➤ 防災基本計画の修正
382	<p>第4 被災者台帳</p> <p>市町村は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p><u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p>	<p>第4 被災者台帳</p> <p>市町村は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。</p>	➤ 防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
392	<p>第5節 都市基盤の復興対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災まちづくり</p> <p>1 (略)</p> <p>2 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに 住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。</p> <hr/>	<p>第5節 都市基盤の復興対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災まちづくり</p> <p>1 (略)</p> <p>2 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに 住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。また、地方公共団体は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。</p>	➤ 防災基本計画の修正